

7. その他参考となり得る情報

(1) 東日本大震災における被災地支援の取組み

① 鉄道関連

宮城県からの要請に基づき、仙台空港線の復旧に向けた協力を行っている。具体的には、平成 23 年 3 月 16 日～21 日に現地に先遣調査隊を派遣し、調査結果と所見を宮城県に報告し、平成 23 年 3 月 28 日には、宮城県、仙台空港鉄道株式会社と復旧計画に関する打合せを行った。また、平成 23 年 4 月 4 日より 仙台空港鉄道株式会社に 2 名の出向者を派遣するとともに、機構内に支援チームを設けている。

また、国土交通省からの要請により、中小民鉄等施設津波被災状況調査として、三陸鉄道等の被災状況の調査及び概略復旧計画の検討等を実施している。

J R 東日本の要請を受け、3 月中旬から 1 ヶ月の間、軌道工事及び軌道整備に必要な工事機械等を貸し出した。

② 国鉄清算事業関連

宮城県からの要請により仙台市太白区あすと長町の保有土地（全街区 5.5ha）を応急仮設住宅設置のための用地として貸し付けている。

③ その他の取組み

「がんばろう！東北ローカル線ご乗車・ご支援感謝キャンペーン」に対する支援として、ホームページで掲示している。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「講ずべき措置」のとされている事項に対する平成22年度の取組状況

表 7-1 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」
(平成22年12月7日閣議決定) 鉄道・運輸機構関係部分抜粋

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 鉄道建設等業務	コスト削減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02 鉄道助成業務 (補助金等交付業務等)	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のなものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道(リニア)の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03 特例業務 (国鉄清算業務)	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06 造船業構造転換業務 【経過業務】	-	-	-
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
09	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10 不要資産の国庫返納	鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11	高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)10億円を国庫納付する。
12 事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社(大宮)、国鉄清算事業西日本支社(淀川区)、品川作業所等について、土地処分の進捗等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社(芝公園)について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

① 鉄道建設等業務におけるコスト縮減の取組等の推進

国土交通省の「公共事業コスト構造改善プログラム」を踏まえ機構が策定した「コスト構造改善プログラム」に基づき、引き続きコスト縮減の取組みを推進した。コスト縮減の推進に当たっては、機構内に設置しているコスト構造改善プロジェクトチーム会議において、現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めた。

また、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページにて具体的事例を図を用いて示すなど、国民に分かりやすい形で公開した（平成 21 年度実施分は、平成 23 年 1 月に公開）。

② 船舶の共有建造等業務における財務内容の健全化の向上等

重点集中改革期間終了後の取組みについては、同期間における取組みの成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成 16 年 12 月 20 日公表）に基づく取組みを継続しつつ、更なる財務改善を進めるため、平成 22 年度以降船舶使用料の引き上げを行う等財務改善に努めている。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、平成 22 年度よりスーパーエコシップや 16%CO2 排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対して重点的な支援を行っており、今後もこうした取組みを継続し、適宜適切に事業の見直しを行って参る所存であるが、これらの結果については、次期中期計画等に反映させるべきものと考えている。

③ 高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務の終了

高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務は、平成 23 年 3 月に業務方法書を変更し、平成 22 年度末をもって終了した。

④ 鉄道施設貸付・譲渡業務の出資金の国庫納付

鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了（譲渡年月日：根岸線（A）（桜木町・磯子間）→ 平成 21 年 7 月 1 日、根岸線（B）（磯子・洋光台間）→ 平成 22 年 3 月 17 日、鹿島線（香取・北鹿島間）→ 平成 22 年 8 月 20 日）に伴う政府出資金 36 億 4,903 万円を平成 23 年 3 月に国庫納付した。

⑤ 職員宿舎の見直し（集約化等）

平成 22 年度については、以下の取組みを行った。

- 1) 麻布分室 平成 22 年 9 月に売却した。
- 2) 上田宿舎 平成 22 年 10 月に売却した。

3) こずかた寮

平成 22 年 9 月に一般競争入札及び平成 23 年 2 月に公募抽選を行ったが参加者がいなかった。このため、あっせん会社と媒介契約の事務手続きを進めた。

4) 松戸宿舎及び山科宿舎

市況及び専門家の意見を踏まえ、売却手続きを行うため、隣接者との境界確認、土地鑑定評価等の準備を進めた。

5) 習志野台宿舎 B 棟

集約化に向けた検討を進めた結果、平成 23 年度以降売却することとし、中期計画の変更を行うとともに、宿舎の用途廃止を行った。

⑥ ラスパイレス指数の低減（人件費の見直し）

給与水準については、引き続きその適正化に努めており、賞与の支給割合の引き下げ（△0.2 月）、給与体系見直しに伴う本社課長補佐手当の段階的縮減などの取組みにより、平成 22 年度のラスパイレス指数は、平成 21 年度の 114.2 から 113.0 となり、1.2 ポイント減少した。

また、俸給等を減額支給し、年間給与額を平均 1.5%引き下げた。

⑦ 鉄道助成業務における補助金交付業務の一部の国への移管

「公益財団法人鉄道総合技術研究所（旧財団法人鉄道総合技術研究所）に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、平成 23 年 4 月 1 日より国からの直接交付となることから、鉄道技術開発費補助金に関する機構が実施する現地審査に国土交通省も同行してもらう等、業務の円滑な引継ぎを図った。

⑧ 特例業務（国鉄清算業務）における利益剰余金の国庫納付

利益剰余金の取扱いについては、機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成 22 年 12 月 21 日）及び「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」成立（平成 23 年 5 月 2 日）により、特例業務勘定の利益剰余金のうち 1 兆 2 千億円を平成 23 年度内に国庫納付することが決定した。

⑨ 事務所等（地方機関）の見直し

国鉄清算事業東日本支社中部事務所については、南方貨物線（大府駅・名古屋貨物ターミナル間）の土地処分が完了したことに伴い、平成 22 年 11 月に廃

止した。

また、鉄道建設本部東京支社については、事務所借上経費を削減する観点から、移転等の検討を開始した。

(3) 関連法人への補助・取引等及び再就職の状況

機構から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況については、表 7-1 のとおりであり、毎年、ホームページで公表している。

表 7-2 関連法人への補助・取引等及び再就職の状況

法人種別・名称 事項	(特定関連会社)	(関連会社)	(関連公益法人等)	合計
		—	—	
関連法人の業務概要	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員のために軌間可変電車に関する試験研究を行うこと。 ・組合員のために前号の事業の成果を管理すること。 ・組合員に対する技術指導を行うこと。 ・試験研究のための施設を組合員に使用させること。 ・前各号の事業に付帯する事業 	—
関連公益法人等の受取補助金等(国等)とその他の収益の金額	—	—	受取補助金 1,852,960,000円 その他収益 7,618,727円	受取補助金 1,852,960,000円 その他収益 7,618,727円
所有株式数、取得価額 BS計上額	—	—	—	—
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等、運営費・事業費等に充てるため負担した会費・負担金等	—	—	—	—
債権・債務の明細	—	—	—	—
債務保証の明細	—	—	—	—
総売上高・事業収入と独立行政法人の発注等に係る金額・割合(競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	—	—	事業収入 1,860,578,727円 独法発注額 1,852,960,000円 (99.5%)	事業収入 1,860,578,727円 独法発注額 1,852,960,000円 (99.5%)
役員のうち独立行政法人の役員経験者員の人数と氏名(独立行政法人での最終職名)	—	—	0人	0人
役員に就いている退職公務員の状況	—	—	1人	1人

(4) 機構における特定関連会社・関連会社の有無

平成 22 年度において、機構における特定関連会社・関連会社は存在しない。

(5) 関連法人に係る契約の妥当性

フリーゲージトレイン技術研究組合は、軌間可変電車に関する技術水準の向上を図るための事業を行うことを目的に発足した機関であり、平成22年度においては、軌間可変電車の走行試験及び設備等の維持管理業務を同組合と契約した。

これらの業務の実施にあたっては、これまでの走行試験の実績に基づく高度な経験、ノウハウが必要であるとともに、車輛開発に精通していることが必要であることから、本業務に関連する研究開発を実施する唯一の機関である同組合と契約し、本業務を進めているところである。

(6) 事務に係る経費の見直し状況

① 法定外福利厚生費

1) 互助組織に対する法人からの支出

互助組織への助成廃止に向けた見直しに関する国からの要請等を踏まえ、平成 22 年度から互助組織への助成金の支払を廃止した。

2) レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出

レクリエーション経費の支出に対する見直しに関する国からの要請等を踏まえ、平成 20 年度以降のレクリエーションについては廃止し、平成 21 年度以降レクリエーション経費の予算要求は行っていない。

3) 食券交付・実費給付など給食費補助に係る事業に対する法人からの支出

平成 21 年度末をもって昼食施設利用料補助を廃止した。

4) 永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出

永年勤続表彰については、国と同等の制度となるよう平成 23 年度から 10 年勤続表彰を廃止することとした。

② 海外出張旅費

海外出張に係る支度料については、国と同様に、旅行期間が 1 ヶ月以上となる場合を除き不支給とした（平成 22 年 5 月）。

③事務所の借上経費

鉄道建設本部東京支社については、事務所借上経費を削減する観点から、移転等の検討を開始した。

(7) 健康保険組合の保険料の法人負担割合

健康保険料の労使負担割合の見直しに関する国からの要請等を踏まえ、健康保険組合へ要請文書を発する等働きかけを行い、平成23年3月分から労使折半とする見直しを行った。

(8) 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）及び運営費交付金収益の明細

独立行政法人会計基準に基づき、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

平成22年度の交付額は、海事勘定が9,289,000円、基礎的研究等勘定が272,662,000円及び助成勘定が247,374,000円である。また、未執行額は基礎的研究等勘定が4,205,754円、助成勘定が28,924,232円であり、いずれも人件費残額及び契約差額が生じたことによるものであり業務への影響はなかった。

表 7-3 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：円)

交付年度	区分	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高	執行率
				運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	小計		
平成22年度	海事勘定	—	9,289,000	9,289,000	0	9,289,000	0	100%
	基礎的研究等勘定	—	272,662,000	268,187,246	269,000	268,456,246	4,205,754	98.457%
	助成勘定	—	247,374,000	218,449,768	0	218,449,768	28,924,232	88.307%
	合計	—	529,325,000	495,926,014	269,000	496,195,014	33,129,986	93.741%

(9) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法が改正され、独立行政法人は、保有する不要財産を処分しなければならないと定められ、特に政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することが定められた（平成22年11月27日施行）。この規定に基づき、以下のとおり国庫納付するとともに、減資を行った。

① 建設勘定

主要幹線及び大都市交通線のうち、貸付期間が満了し鉄道事業者に対し譲渡した鉄道線（根岸線、鹿島線）の譲渡収入

国庫納付額（減資額）：3,649,039千円

② 助成勘定

保有資産の見直しにより譲渡した福利厚生施設の譲渡収入等

国庫納付額（減資額）：5,157千円

(10) 知的財産権

① 鉄道建設業務

現在、機構が関わった鉄道建設関連の技術開発に伴う職務発明については「職務発明等取扱規程」に基づき職務発明認定及び出願の手続きを適切に行っている。また、職員からの発明届の提出前に、職務発明等調整会議において当該発明の活用見込みや出願に係る経費等を総合的に判断し、出願の是非を事前に検討するとともに、取得した特許についての継続、更新の確認も行っている。

平成 22 年度における鉄道建設に係る特許等の出願件数は 5 件であり、査定件数は 10 件、放棄件数は 6 件であった。

鉄道建設業務関連で保有する特許は 78 件であり、そのうち、平成 22 年度に実施許諾は無かった（これらの多くは、他者による当該技術等に関する特許の先願取得及びそれにより発生する特許料の支払いを防止することを目的としたいわゆる防衛特許の考え方により保持しているものであり、必ずしも第三者の実施許諾による収入を目的としたものではない）。

② 基礎的研究業務

基礎的研究業務は、競争的資金制度（研究課題を公募・採択し、研究資金を研究機関に配分する制度）を実施する業務で、保持する知的財産権は、すべて委託研究又は共同研究の中で創出されたものであり、共有する研究機関側からの報告を受けてその維持・更新の判断を行っている。平成 22 年度中に、1 件の特許について、継続の必要性について共同所有者と検討し、放棄を行った。

現在、基礎的研究業務関連で保有する特許は 12 件、著作権は 2 件であり、このうち実施許諾に至ったものはない。

なお、現在は日本版バイドール制度（産業技術力強化法第 19 条）のもと、委託研究の中で出願された特許等については 100%研究機関側が保持することを原則としているため、機構が新たに特許を出願等することはない。保持している特許等の活用については、研究機関側が主体的に実施するものであり、研究機関側にその活用を求めている。

(11) 保有する金融資産等

海事勘定の信用基金については、地方債、社債、国際機関が発行する債券のうち元本の償還が確実なものにより運用している。

特例業務勘定については、旧国鉄職員に対する年金等の支払いを将来にわたり確実に実施するため、特例業務勘定資産運用・管理規程を定め、資金の計画的な債券運用及び運用資産の安全な管理などを適切に行うとともに、その運用により生ずる収益を長期的、安定的に確保することとしている。

機構の業務上の余裕金については、「余裕金運用基準」（運用方法、運用先毎の運用限度額等を規定）等に基づき、安全かつ有利に運用している。平成 22 年度は、銀行への譲渡性預金により運用を行った。

助成勘定の貸付金は、機構の前身である、鉄道整備基金が、鉄道施設の建設資金として当時の帝都高速度交通営団及び日本開発銀行に無利子で貸し付けたものである。また、助成勘定及び特例業務勘定の他勘定貸付金は、各々、助成勘定から建設勘定、特例業務勘定から助成勘定に対する勘定間の資金融通を機構法等に基づき貸付金として整理したものである。

これらの貸付金及び他勘定貸付金は、現在は回収のみを行っており、新規の貸し付けは行っていない。

基礎的研究等勘定の内航総連に対する貸付金は、平成 22 年度においては、貸付金を約定どおり回収するとともに、内航総連の財務内容等を慎重に審査した上で融資を行った。

(12) 監査の状況

監事監査要綱に基づく監事監査の実施

監査の状況は、次のとおりである。

① 業務監査

1) 監査項目

- (ア) 内部統制の整備・運用状況について
- (イ) 請負工事の監督及び検査の実施状況について
- (ウ) 少額随意契約の実施状況について
(特例業務)
- (ア) 工事事務防止の取組みについて
- (イ) 用地処分と実査発見地の処理について

2) 監査結果報告書の概要（平成 23 年 3 月理事長提出）

- (ア) 内部統制の取組みが、理事長のマネジメントを発揮できる環境を整備しているかの観点で、「内部統制の整備・運用状況について」の監査を実施した。

その結果、内部統制委員会で決定された取組活動が実施されていることを確認した。また、理事長のマネジメントを発揮できる環境を整備し業務実績報告書の作成、法令等の遵守への取組み、適切なリスク管理、イントラネットでの情報共有化等を実施することにより、内部統制態勢が適切に整備されていることを確認した。その際、業務上想定されるリスクについ

ては継続的に見直しを行うこと、また、内部統制が有効に機能するよう日常的にモニタリングを行うことを要望した。

- (イ) 良質な鉄道を建設するための「品質向上」の取組み状況の観点で、請負工事監督要領、工事しゅん功検査要領等の規程に基づいて実施されているかを確認するため、「請負工事の監督及び検査の実施状況について」の監査を実施した。

その結果、監督業務職員の配置状況、請負者の施工管理体制、並びに立会、現場巡回、検査体制、検査の実施等の状況を確認し、請負工事監督要領及び工事しゅん功検査要領などの規程等に基づき、適正に実施されていることを確認した。今後も引き続き、鉄道構造物の「品質向上」のため、品質管理・施工管理について徹底を図るとともに、請負工事の監督及び検査を適正・厳格に実施されるよう要望した。

- (ウ) 少額随意契約について、契約事務規程に基づいて実施されているかを確認するため、「少額随意契約の実施状況について」の監査を実施した。

その結果、決議書への記載事項、予定価格書の作成、2者以上への見積通知及び徴収、契約書等の作成及び納品書等の履行の確認がなされており、契約事務規程に基づき適切に実施されていることを確認した。今後も資格確認業者の拡大を図り、契約の競争性・透明性を高め、コストの縮減に努めるとともに、契約事務の適正な執行を図るよう要望した。

(特例業務)

- (ア) 武蔵野操車場の面的整備工事及び梅田貨物駅移転に伴う大規模な鉄道整備工事が本格的に進められていることから「工事事務防止の取組みについて」の監査を実施した。

その結果、本社の事故防止基本方針等の支社及び請負者への徹底状況並びに事故防止対策委員会の開催状況や事故対策本部設置訓練などの実施状況を確認した。

当該工事はすべてJR営業線工事等であることから、工事事務防止の取組み状況と事故発生時の対応について、特に保安設備の設置状況や保安要員の配置状況及び資格等を重点に監査し、一部、是正措置を講じさせた。

- (イ) 「用地処分と実査発見地の処理について」の監査を実施した。

特例業務所管組織で保有する土地の商品化状況及び処分状況を確認した。

その結果は、鉄道施設整備及び区画整理事業等の商品化は順調に進められていた。

処分については、公開競争入札で一部不調物件が認められ、更なる工夫を指摘した。

また、実査発見地の処理については漸減しており、順調に進められてい

ることを確認した。

② 会計監査

【平成 21 事業年度会計監査】

1) 監査項目

- (ア) 経理処理の適正性：仮払金、未収金、貯蔵品
- (イ) 契約の適切性：共有船舶の売却について
- (ウ) 給与水準等の状況について
- (エ) 保有資産の処分状況等について
(特例業務)
- (ア) 経理処理の適正性：長期未収金、未払金、附帯業務収入
- (イ) 支出の妥当性：委託工事費の支払い

2) 監査結果報告書の概要（平成 22 年 6 月理事長報告）

- (ア) 仮払金、未収金、貯蔵品を重点に適正性を監査した。
その結果、契約等に基づく請求書、納品確認、伝票等により支払い、受入れ及び払出し等の事務手続は規程等に基づき適正に処理されていることを確認した。
- (イ) 共有船舶の共有事業者の破産等により、船舶を処分することが決定した場合の契約手続きについて監査した。
その結果、規程に基づき一般競争入札公告、予定価格の作成、売買代金の受入れ等適切に実施されていることを確認した。
- (ウ) 給与水準等については、国との諸手当を含め支給内容について監査した。
その結果、賞与の引下げ、本社課長補佐手当の廃止、職員の多様の雇用形態を導入し、給与の低減化に取り組んでいることを確認した。また、ラスパイレス指数は、2年間で 1.6 ポイントの減となっていた。なお、今後とも国民の理解が得られるよう適切な給与水準の確保に努めていただくよう要望した。
機構における国と異なる諸手当では、①広域異動手当、②期末手当・勤勉手当が評価されていたが、①については国と比較して過大となっていないこと、②については、平成 21 年度から国と同じ支給割合であった。機構独自の諸手当について、①青函トンネル作業手当、②深所作業手当が支給されていたが、①については、機構業務の特殊性があることから継続し、②については平成 21 年度をもって廃止していることを確認した。
- (エ) 保有資産の処分状況等については、宿舍等の資産の処分及び入居者の集約化が中期計画に沿って進んでいるかについて監査した。

その結果、箱根分室、西船橋寮及び共有持分の福利厚生施設を売却していることを確認した。その他の廃止宿舎についても売却手続きを進めているほか、業務の進ちょく状況、入居状況を勘案して入居者の集約化を図っていたことを確認した。なお、今後とも保有資産の処分等については、本社・地方機関の関係箇所と密接に連携を図りながら引き続き取組むよう要望した。

(特例業務)

(ア) 経理処理の適正性については、長期未収金、未払金及び附帯事業収入を監査した。

その結果、関係帳票により調査した結果、関係規程等に則り適正に処理されていることを確認した。

(イ) 支出の妥当性については、委託工事費の支払を監査した。

その結果、鉄道会社、自治体、公益事業者等への委託工事契約について調査したところ、いずれも、関係資料の提出を求める等、工事の進捗状況を確認したうえで、工事費の支払いが行われていることを確認した。

【平成 22 事業年度会計監査】

1) 監査項目

(ア) 経理処理の適正性：資金前渡払について

(イ) 契約の適切性：随意契約の適正化について

(ウ) 給与水準等の状況について

(エ) 保有資産の処分状況等について

(特例業務)

(ア) 経理処理の適正性：長期未収金及び未払金について

(イ) 支出の妥当性：謝礼・見舞金、雑費等について

(ウ) 契約の適切性

2) 監査結果概要（平成 23 年 6 月理事長報告）

(ア) 資金前渡払いについて、関係規程等に基づく支出使途、現金の保管等について監査した。

その結果、支出の妥当性、現金出納整理帳への記載、精算処理、現金残高確認等が適正に処理されていることを確認した。また、現金は堅固な金庫へ保管が適切に行われていることを確認した。

(イ) 平成 22 年度の随意契約の見直し状況を監査した。

その結果、①随意契約の見直しに伴う 22 年度競争契約へ移行する予定件名は、再リース契約を除き競争性のある契約に移行していること、②一者

応札・一者応募の見直し状況については、契約方式の見直し、参加条件の変更、入札公告等をホームページへ公表するなど入札に参入し易い方法で見直しを行っていること及び③随意契約及び一者応札・一者応募の見直しの取組み状況については、随意契約の見直しでは、システム改修等の公募の際にプログラムソースを貸与する旨を示方書に明示し第三者が参入し易い環境の整備を図っていることを確認した。さらに、一者応札・一者応募の見直しでは、入札参加要件の緩和、周知期間の拡大を図るなど一者応札・一者応募が減少するよう取組んでいることを確認した。なお、今後も随意契約及び一者応札・一者応募の見直しに引き続き取組むよう要望した。

(ウ) 給与水準等の状況及び人件費の削減状況について監査した。

その結果、役員の報酬及び特別手当の引下げ、職員については55歳を超える3等級以上の職員に対する俸給、職務手当及び期末・勤勉手当の引下げを実施していることを確認した。また、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合制限の縮減実施を確認した。さらに、人員の効率的運用、外部能力等の活用により人件費の削減が行われていることを確認した。これらにより、ラスパイレス指数は、平成22年度は113.0で昨年度の指数114.2と比較して1.2ポイント減少したことを確認した。なお、給与水準を上回っている要因の検証を進めつつ、国民の理解が得られるよう適切な給与水準の確保を要望した。

(エ) 保有資産の処分状況等については、平成22年度の処分状況及び宿舍の集約化が進んでいるかについて監査した。

その結果、麻布分室、上田宿舍の売却処分を実施していることを確認した。こずかた寮については応札者なし、山科宿舍については隣地境界の確認、松戸宿舍については売却指示保留の事由から平成23年度に売却を予定していることを確認した。

また、宿舍の入居率が低い宿舍の集約化を図り、習志野台宿舍B棟は、平成23年度に売却予定とし、船橋宿舍は、関係者との調整後売却予定としていることから、これら保有資産の見直しを行っていることを確認した。なお、宿舍等の不要となった資産については引き続き本社・地方機関の関係箇所と密接に連携を図り資産処分を実施するよう要望した。

(特例業務)

(ア) 経理処理の適正性については、長期未収金及び未払金を取り上げた。

長期未収金は、賠償金及び弁償金であり、収納状況を決議書、関係証憑及びヒアリングにより調査したところ、その処理は関係規程等に則り適正に行われていた。なお、今後、強制執行を検討するなど、厳正な対処方が望まれる。

未払金は、基盤整備工事費、業務災害補償費等であり、未払いとなった事由及び支払日を決議書、関係証憑により調査したところ、適正に処理されており、指摘する事項は認められなかった。

- (イ) 支出の妥当性については、謝礼・見舞金、雑費、部所長雑費の支払を取り上げた。

これらの支出の妥当性について、関係証憑及びヒアリング等により確認したところ、特に指摘する事項は認められなかった。

- (ウ) 特例業務所管組織における平成 22 年度の契約は、少額契約を除くと、競争入札によるものが 68 件、随意契約によるものが 93 件であった。

随意契約の内容は、自治体への工事委託、鉄道事業者への工事及び資材調達委託関連 35 件、事務所及び宿舍の賃借契約関連 32 件、PCB 処理・文化財調査 7 件等であり、競争性の余地のない契約が大部分であった。また、青写真焼付、システム管理・更新作業等の競争性が期待される契約 9 件については、公募を実施していた。

なお、一者応札が 12 件、応募なしが 6 件発生していることから、公募期間を延伸する等、契約の適切性確保のための努力が望まれる。

③ 内部監査管理規程に基づく内部監査の実施

監査の状況は、次のとおりである。

1) 監査項目

- (ア) 事務用物品の管理状況について
(イ) 旅費の執行状況について
(特例業務)
(ア) 不用資産の管理状況について
(イ) 工事のしゅん功・出来形の実施状況について

2) 監査結果報告書の概要（平成 23 年 3 月理事長報告）

- (ア) 事務用物品の取得及び管理が物品管理規程等に基づき事務処理がなされているか「事務用物品の管理状況について」の監査を実施した。

その結果、物品管理役からの取得手続き、契約担当役による契約・納品確認、出納命令役による支払い手続は、適切に事務処理を行っていることを確認した。

また、事務用備品の管理では、物品管理役が物品管理簿を備え記帳整理するなど概ね適切に記載されていたが、一部の機関において平成 20 年度以前の物品管理簿の整理が不十分であったので、管理方法について規程に基づく事務処理を図るように指導を行った。

(イ) 旅費の請求手続き及び旅費の額の算定が旅費規程等に基づき事務処理がなされているか「旅費の執行状況について」の監査を実施した。

その結果、旅行命令書の記載、旅費の請求額、日額旅費の支給状況及び復命書を確認したところ、一部において復命書の作成漏れがあったが、請求額等の算定及び支払い手続きは、適正に事務処理を行っていることを確認した。

(特例業務)

(ア) 「不用資産（廃止トンネル・橋りょう）の管理状況について」の監査を実施した。

その結果、前回監査（平成19年度）から、トンネル4箇所、橋りょう32箇所が処理され、平成23年1月末現在、全国でトンネル13箇所、橋りょう1箇所の保有となっていることを確認した。

トンネルの譲渡については、13トンネルを平成22年12月よりホームページに掲載し、その処理に努力していることを確認した。

現地管理は確実に実施されており、今後は、財産原簿の整理及び残存する不用資産に関する図面、協議書等の資料を確実に保管する必要性を指摘した。

(イ) 特例業務所管組織で施工中の工事を対象に「工事のしゅん功・出来形の実施状況について」の監査を実施した。しゅん功及び出来形の手続、品質管理、歩通りを重点に監査したところ、手続は良好に行われていたが、品質管理の面では、一部に書類の未整備が認められ、改善を指示した。また、検査報告書類に一部欠落が認められたので、改善を指摘した。